

いわき芸術文化交流館アリオスウェブサイト有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、いわき芸術文化交流館アリオスウェブサイト（以下「アリオスウェブサイト」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、いわき市広告事業実施要綱（平成22年8月9日実施。以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 アリオスウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 前項のバナー広告は静止画像とし、広告主が指定するウェブサイトにリンクするものとする。

(広告掲載基準等)

第3条 市要綱第4条の規定及びいわき市広告掲載基準は、バナー広告のリンク先のウェブサイトの内容について適用する。

(広告の規格等)

第4条 市要綱第5条の広告の規格及び広告掲載位置等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、1枠につき、縦72ピクセル、横144ピクセルとする。
- (2) 広告の容量は、1枠につき、20キロバイト以内とする。
- (3) 広告掲載位置は、アリオスウェブサイトトップページの下欄とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と取扱指定代理店（次条に規定する取扱指定代理店をいう。）が協議のうえ、決定する。

(広告の募集方法等)

第5条 市要綱第6条の広告の募集及び選定は、入札等によって決定した業者（以下「取扱指定代理店」という。）が行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1月単位とする。

(広告の承認)

第7条 取扱指定代理店は、あらかじめ広告の掲載の適否について、市長に協議しなければならない。

(広告の審査)

第8条 取扱指定代理店は、市長が指定する日までに、広告の原稿となる画像データ及びリンク先アドレス情報を市が指定する媒体により市長に提出しなければならない。

(広告料の返還)

第9条 市要綱第8条ただし書の規定により広告料を返還する場合は、広告掲載期間内に、アリオスウェブサイトを連続して1日以上閉鎖した場合とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合は、返還しない。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 市の責めに帰すことができない火災及び地震、水害、落雷等の天災

- (3) 悪意を持つ第三者によるコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止
- (4) 市の責めに帰すことができない理由による通信回線等の事故又は障害による停止

2 前項の規定により広告料を返還する場合の返還額は、閉鎖した日数に応じ計算した額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、市要綱第10条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 取扱指定代理店が、市が指定する期日までに広告料を納入しなかったとき。
- (2) 取扱指定代理店が、社会的信用を著しく損なう行為を行なったとき。
- (3) 広告掲載後にアリオスウェブサイトへの広告の掲載内容及びリンク先のウェブサイトの内容が市要綱第4条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、アリオスウェブサイトへの広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から実施する。